

## 災害に強い社会資本の整備推進について

甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、被災地域のみならず、我が国全体の防災体制のあり方を見直し、災害に強い社会資本の整備を推進していくことが重要です。

については、社会資本そのものの被害の防止・軽減につながる耐震化などの防災対策を早急に講じるとともに、代替機能の確保など幅広い観点から社会資本の整備を推進するため、次の事項について、地方財政措置を含め、強く要望します。

1. 人・モノの結節点である空港・港湾は、災害復旧・復興を担う拠点であることから、災害時においてもその機能を維持するため、地震や大津波を想定した防災対策を講じること。
2. 災害時における人・物資輸送ルートを確保するため、広域的観点から代替機能を有する幹線道路の整備や鉄道の機能強化を図ること。
3. 災害時において保健・医療・福祉施設の機能を維持し、被災者の生命、健康を守るため、保健衛生施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化や自家発電装置等の整備を進めること。
4. 文教施設や社会教育施設等については、教育環境の安全性を確保するとともに、災害時における地域住民の緊急避難場所としての機能を保持するため、耐震化や救援物資等の備蓄を促進すること。
5. 上水道・下水道、電気施設などのライフラインについて、耐震化の推進・強化を図ること。
6. 電気通信事業者が行う通信システムの強化対策に関し、国による技術

支援や助言などの適切な支援を一層充実すること。

7. 災害発生時の応急対応、災害復旧・復興を担う地方自治体の行政機能を維持するため、庁舎等の耐震化や自家発電装置等の整備を進めること。

平成23年11月18日

北海道知事	高橋はるみ
青森県知事	三村 申吾
岩手県知事	達増 拓也
秋田県知事	佐竹 敬久